○農林水産省告示第四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十六年三月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

岩手県九戸郡野田村大字野田第一〇地割字蒲沢四〇の一三七、四〇の一三七地先（次の図に示す部分に限る。）、字中沼四三の八、四三の八地先（次の図に示す部分に限る。）、四三の一〇、四三の一一、四四の三、四四の一三、四四の一四

二　指定の目的　潮害の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

四　指定の有効期間　五年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び野田村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年三月十日　第三十五号

二　登録認定機関の名称及び住所

一般社団法人日本果汁協会　東京都港区芝大門一丁目十番一号

三　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都港区芝大門一丁目十番一号全国たばこビル三階

○農林水産省告示第四百二十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年三月三十日　第四十二号

二　登録認定機関の名称及び住所

一般財団法人日本清涼飲料検査協会　東京都港区芝浦二丁目十七番十三号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

炭酸飲料、果実飲料及び豆乳類

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都港区芝浦二丁目十七番十三号

○農林水産省告示第四百二十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年四月十一日　第四十九号

二　登録認定機関の名称及び住所

一般社団法人乾めん・手延べ経営技術センター　東京都中央区日本橋兜町十五番六号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

乾めん類及び手延べ干しめん

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都中央区日本橋兜町十五番六号

○農林水産省告示第四百二十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年五月九日　第五十五号

二　登録認定機関の名称及び住所

特定非営利活動法人徳島県有機農産物認証協会　徳島県徳島市かちどき橋一丁目四十一番地

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

徳島県

(2)　認定を行う事業所の所在地

徳島県徳島市かちどき橋一丁目四十一番地

○農林水産省告示第四百二十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関を登録したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録年月日及び登録番号

平成二十六年三月五日　第百十六号

二　登録認定機関の名称及び住所

一般社団法人オーガニック認証センター　兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目五番十六号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内

(2)　認定を行う事業所の所在地

兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目五番十六号

○経済産業省告示第五十号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示及び発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十七日

経済産業大臣　茂木　敏充